

総本山金剛峯寺
役員各位

2005年2月24日
〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目6番3号
第五大阪弁護士ビル5階
電話06-6365-7135
FAX06-6365-1023

山岸（旧姓佐々野）隆信代理人

弁護士 井上二郎

同 井上健策

お 願 い

拝啓 貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当職らは、貴宗の僧侶山岸（旧姓佐々野）隆信氏の代理人です。突然このような書状をお送りする失礼をどうぞお許してください。

山岸隆信氏は、清浄心院（和歌山県伊都郡高野町大字高野山566番地）の前々住職山岸栄岳氏、前住職山岸俊岳氏を師僧とし、清浄心院の徒弟として修行を重ねてきた僧侶です。

その清浄心院におきまして一昨年（2004年）の4月8日、前住職山岸俊岳氏が逝去されましたが、俊岳氏逝去から2年近くを経過しようとしている現在、貴宗の寺籍簿には、（高野山）金剛三昧院住職久利康彰氏が清浄心院の兼務住職として登録されております。

当職らは、清浄心院の住職問題につきましては、「高野山真言宗」規則、高野山真言宗宗規及び清浄心院規則に照らして解決されることこそが正当でありかつ最善であるとの思いから、貴宗管長資延敏雄猥下に「請願書（2005年2月1日付）」を送らせていただきました。

しかし、猥下が上記「請願書」を受け取って下さったのかどうかについて未だ貴宗から何の返答もない状況であるにもかかわらず、猥下に送らせていただいた

はずの請願書の内容が貴宗宗務所内で曲解され、噂として広がりはじめていると
のことです。

山岸隆信氏は、徒に事を荒立てたり、あるいは貴宗と対峙したりすることを望
んでいる訳では決してありません。ただ心から清浄心院の興隆を願い、清浄心院
で受けた師恩に報いるために、清浄心院の住職問題が貴宗の定めた法規類に則っ
て正しく解決されるように願っているにすぎないのです。

当職らといたしましては、このような山岸隆信氏の真意を正確にお伝えさせて
いただきますとともに、清浄心院の住職問題が、曲解された噂等々に基づいて曖
昧に解決されるのではなく、貴宗規則、貴宗宗規に則って正しく解決されますよ
う、貴職の格別のご配慮を賜りたく、お願いを申し上げる次第です。

敬具